

山口市上下水道事業建設工事競争入札参加基準に関する要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市上下水道事業競争入札実施要綱（以下「入札要綱」という。）第6条第3項及び第16条の規定により、山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の適正な執行を確保するため、条件付一般競争入札の参加資格要件又は指名競争入札の指名選定に関する基準（以下「参加基準」という。）を定めるものとする。

(参加基準)

第2条 格付業種（山口市上下水道事業建設工事業者格付等級要領に定める対象業種をいう。以下同じ。）の参加基準は、別表第1に定めるところによる。

2 格付業種以外の参加基準は、工事の規模、難易度、経営事項審査結果、工事実績、別表第1に定める基準等により設定する。

(上位及び下位等級業者から参加させる場合の取扱い)

第3条 上位及び下位等級業者から参加させる場合は、別表第2に掲げるとおりとし、指名競争入札による場合は、入札要綱別表第2の当該設計金額に対応する標準指名業者数の2分の1を超えてはならない。

(特別な事情がある場合の取扱い)

第4条 緊急、災害、特殊その他特別な事情があるときは、前2条の規定によらないことができる。

(補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、山口市建設工事業者格付等級要領の例による。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 格付業種

水道施設工事

設計金額	等級の基準	総合評定値の基準
1, 500万円以上	1等級	800点以上
1, 500万円未満	2等級	799点以下

備考

- 1 水道施設工事における等級に係る参加基準は、この表に掲げる設計金額に応じ、それぞれ等級の基準の欄に定めるところによる。この場合において、市内に主たる営業所を有しない者に係る参加基準は、総合評定値の基準の欄に定めるところによる。
- 2 水道施設工事を除く建設工事等を競争入札に付そうとするときは、山口市が発注する建設工事の競争入札参加基準に関する要綱第2条に準じて行う。
- 3 この表における「総合評定値」とは、建設業法第27条の23に定める経営事項審査により算定された総合評定値をいう。

別表第2（第3条関係）

1 等級業者を2 等級工事へ参加させる場合の設計金額の範囲

工 事 区 分	設 計 金 額
水道施設工事	2 0 0 万円以上

2 等級業者を1 等級工事へ参加させる場合の設計金額の範囲

工 事 区 分	設 計 金 額
水道施設工事	3 , 0 0 0 万円未満